

「限度額適用認定証・標準負担額減額認定証」について

患者さまの同意により、オンライン上での限度額適用認定証・標準負担額減額認定証の自己負担額適用区分等の情報を取得することが可能です。
 医療費は1ヶ月（1日から月末まで）ごとの請求になります。（お支払いは保険医療機関（入院・外来別）それぞれでの取り扱いになります。）

※自己負担限度額には、病衣使用料・個室使用料等・保険外負担分は含まれません。（別途請求）

※70歳未満

区分	自己負担限度額（月額）	食事代（1食につき）
ア	52,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1%	490円
イ	67,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1%	
ウ	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1%	
エ	57,600円	230円
オ	35,400円	

※70歳以上

区分	自己負担限度額（月額）		食事代（1食につき）
	入院	外来	
現役並所得Ⅲ	52,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1%		490円
現役並所得Ⅱ	67,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1%		
現役並所得Ⅰ	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1%		
一般	57,600円	18,000円	230円
低所得者Ⅱ	24,600円	8,000円	
			過去1年以内の入院日数が90日超えの場
低所得者Ⅰ	15,000円	8,000円	110円